平成２４年（フ）第１４１２号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目７番25号
債務者　明和トラスト株式会社
代表者代表取締役　後藤　　康
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　秀信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４号
福岡県大牟田市大字歴木1709番地
債務者　有限会社Ａｓｔｙｌｅ
代表者取締役　諸藤　浩一
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中尾　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時30分
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２０２号
名古屋市千種区今池５丁目12番16号
債務者　株式会社ＳＨＡＤＯ
代表者代表取締役　森井　正幸
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時25分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０１号
鳥取県米子市米原９丁目１番52号
債務者　株式会社国・勝
代表者代表取締役　吉岡　邦治
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　一蔵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後３時30分
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７６８号
京都市中京区西ノ京南原町72
債務者　有限会社エコニティ京都
代表者取締役　南部　公男
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小原　路絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
広島市西区中広町１丁目３番18号
債務者　株式会社創和設計
代表者代表取締役　佐々木圭介
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
山形県西村山郡河北町谷地字真木60番地１
債務者　株式会社吉久
代表者代表取締役　吉田　弘樹
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　　孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後２時
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
島根県隠岐郡海士町大字海士2782番地２
債務者　有限会社ニッタ
代表者代表取締役　油井　茂雄
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４８号
福岡県大牟田市大字三池926番地１
債務者　杉光　清明
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　武志
４　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１３５５号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―202号
債務者　木下めぐみ
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　絵理
４　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後４時
６　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１号
岡山市南区妹尾1898番地48
債務者　片山　　直
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　　温
４　破産債権の届出期間　平成24年９月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０６号
岡山県高梁市成羽町中野1937番地
債務者　関　　一美
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
４　破産債権の届出期間　平成24年９月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８号
北海道旭川市大町１条２丁目９番地の85
債務者　山崎　健藏
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
４　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時
６　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
福岡県久留米市長門石３丁目５番19号
債務者　島津　久孝
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
４　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６４号
山形県米沢市成島町２丁目２番88―12号
債務者　滝沢　武彦
１　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山上　　朗
４　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時25分
６　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５５号
愛媛県今治市菊間町浜920番地、旧住所愛媛県東温市牛渕1845番地15
債務者　澤井ヒロ子
１　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八島　　淳
４　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所今治支部